

令和7年分の所得税確定申告 締切日のご案内 申告がお済みでない方はお早めに！

確定申告締切日：3月16日（月）

当所では、会員事業所の皆様方の決算申告準備のお手伝いをいたします。申告書提出締切日より余裕を持って、お早めにお越しください。

●ご持参願いたいもの

1. 令和5年・6年分所得税の決算書（控）及び申告書（控）
2. 帳簿及び原始記録（帳簿等の合計欄は必ず計算しておいて下さい）
3. 生命保険料、地震保険料、国民健康保険、国民年金、**その他控除を受ける証明書**
4. 令和5年・6年分消費税申告書（控）及び付表（控）
5. 税務署から郵送されてきた書類一式（「確定申告のお知らせ」ハガキ等）
6. インボイス登録日がわかる書類（適格請求書発行事業者の登録通知書等）
7. 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
8. マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知書、住民票等）

【準備ください】

令和7年分以降より、「特定親族特別控除の創設」と「扶養親族等の所得要件の改正」が細分化されました。対象となる控除金額の確認のため、申告者の扶養親族の収入がわかる書類、または左記の必要事項をご記入の上、相談会当日にご持参ください。

○配偶者の令和7年中の合計所得金額
配偶者氏名・年齢、①給与所得の収入金額・所得金額、②給与所得以外の所得の合計額、配偶者の令和7年中の合計所得金額（①と②の合計額）

○特定親族の令和7年中の合計所得金額
特定親族の氏名、特定親族の令和7年中の合計収入金額・合計所得金額

※「特定親族」とは、申告者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます）で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入合計が123万円超188万円以下）の人をいいます。

※親族が、2人以上の所得者の特定親族に該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。この他にも特定親族特別控除の適用が受ける事ができない場合があります。

!消費税申告書(一般課税)の下準備のお願い!

令和5年10月以降の取引は、**税額「8%」と「10%」、インボイスの「有」と「無」の4種類に分けて合計（インボイス登録日が10月1日以降の方は、そちらも分けて合計）**し、来所下さい。

整理せずに来所された場合は、当日中の対応をお断りする場合がありますことご了承下さい。

●お問い合わせ 加古川商工会議所 中小企業相談室 TEL079-424-3355